

議案第 3 1 号

清水町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定に基づき、清水町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成 3 0 年 3 月 6 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町過疎地域自立促進市町村計画の変更

清水町過疎地域自立促進市町村計画（平成 28 年度～平成 32 年度）の一部を次のとおり変更する。

5. 高齢者等の保健、福祉の向上及び増進 （3）計画の表中

「

4. 高齢者等の保健、福祉の向上及び増進	(2)介護老人福祉施設	通所リハビリテーション 介護施設整備等事業	町	
----------------------	-------------	--------------------------	---	--

」を

「

4. 高齢者等の保健、福祉の向上及び増進	(2)介護老人福祉施設	通所リハビリテーション 介護施設整備等事業	町	
	(3)児童福祉施設 保育所	清水保育所整備事業	町	

」に

改める。